

第2章 大学運営の変化

第1節 運営機構の見直し

1998(平成10)年に出された「競争的な環境の中での個性の輝く大学像」を掲げた大学審議会の答申や2003(平成15)年の国立大学独立法人化を受けた行政改革委員会の動向を踏まえ、各大学は組織改革に乗り出した。本学においても、組織運営の目標を明確にした上で、学内の各機関の機能分担と連携協同により大学として合理的で責任ある意思決定の体制を早急に整えることが求められた。そのためには、学内の意思決定に関する基本的な枠組みとして、学長を中心とする大学執行部の機能、全学と学部各機関の機能、執行機関と審議機関の分担と連携のあり方、審議機関の運営の基本方針、事務組織と教員組織のあり方等を明確化する必要があった。

1998(平成10)年の大学審議会答申を受け、1999(平成11)年9月に「国立学校設置法」が改正され、それを基に本学においても管理運営体制の見直しに着手した。

1 運営組織の見直し

(1) 運営諮問会議

運営諮問会議は「国立学校設置法」の規定により設置が認められたものである。大学を取り巻く環境が複雑化・多様化し、課題が山積する中、学長のリーダーシップが求められるようになり、大学の企画立案や学内の意見調整機能を持つ体制が必要とされ、学長補佐体制を整備する一環として設置された。

本学においては、1999(平成11)年7月22日の第621回評議会で評議会第一部会に運営諮問会議についての審議を付託することが了承され、続く9月30日の第622回評議会で「『熊本大学の組織運営体制』に関する検討事項について」の答申が出された。

この答申で、運営諮問会議委員は本学の職員以外の者で、大学・高等教育に関し広くかつ高い見識を有する者10名以内で構成とされ、選任にあたっては、大学の機能・役割や大学運営など諮問委員会の目的に照らして各分野のバランスを十分に考慮し、かつ、地域の事情に詳しい者(地域)と全国的な広い視野を持つ者(全国、外国を含む)のバランスも考慮することとされた。選出分野については、学術、教育、文化・社会、大学運営、財界・産業界、行政の各分野と学識経験者が例示された。

選出方法は、学長及び部局長が候補者を推薦し、学長が選考、評議会の議を経て任命するとされた。任期は2年で、審議事項は、①大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項、②大学の教育研究活動等の状況について大学が行う評価に関する重要事項、③その他大学の運営に関する重要事項とされ、学長の諮問に応じて審議し、学長に助言又は勧告を行うものとされた。

これを受け11月28日の評議会において、運営諮問会議委員の候補者については、上記の分野から学長及び部局長は委員候補適任者を推薦できること、委員候補者は学長が選考し、評議会の上を承得るという申し合わせが了承された。運営諮問会議委員の候補者には

相当数の推薦があったが、学長が順位を考えながら就任交渉にあたるのが2000（平成12）年1月20日の部局長会議で報告され、同年2月24日の第627回評議会において8名の候補者が提案され、了承された。運営諮問会議のメンバーとして承認されたのは、表1のとおりである。

表1 運営諮問会議設置時（2000年）の委員一覧

| 委員名 | 職名等 | 選考分野 |
|------|---------------------------------|----------|
| 松山公一 | 元熊本大学長・熊本大学名誉教授 | 大学運営分野 |
| 永畑道子 | 熊本近代文学館館長 | 文化・社会分野 |
| 稲垣精一 | 株式会社肥後銀行頭取 | 財界・産業界分野 |
| 小堀富夫 | 株式会社熊本放送会長 | 文化・社会分野 |
| 緒方孝臣 | 熊本県立済々黌高等学校校長 熊本県公立高等学校校長会会長 | 教育分野 |
| 井上孝美 | 前文部省事務次官 放送大学学園理事長 | 行政分野 |
| 小野田武 | 三菱化学株式会社顧問 | 学識経験者 |
| 志村令郎 | 京都大学名誉教授 株式会社生物分子工学研究所所長 | 学術分野 |

（2）評議会

評議会は、大学運営における重要事項を審議する機関であるとともに、執行機関としての役割を果たす重要な組織である。この評議会について、1999（平成11）年9月30日の答申では次のように示された。

まず、法定評議員として、学長、学部長、大学院自然科学研究科長、学長が定める部局長等4名、学部等から選出される教授16名、学長が指名する教員2名で構成するとされた。

基本的な考え方として、最低30名の現評議員数を確保することを最優先とし、学長が定める部局長等には副学長2名、附属病院長及び附属図書館長を充てる。学部等から選出される評議員は、4つの委員会で構成する常置委員会を組織することを念頭に置いて各委員会4名ずつの計16名を考える。学長が指名する評議員として、医療技術短期大学部部长、附設の研究施設及び教育関連センター等から2名程度を考えるとされた。

審議事項として、「国立学校設置法」及び「教育公務員特例法」の規定によりその権限に属する事項で、①教育研究上の目的達成の基本的計画に関する事項、②学則その他重要な規則の制定・改廃に関する事項、③予算の見積もりの方針に関する事項、④学部・学科その他重要な組織の設置・廃止及び学生の定員に関する事項、⑤教員人事の方針に係る事項、⑥教育課程の編成に関する事項、⑦学生の厚生及び補導に関する事項、⑧学生の入学・卒業又は課程の修了、その他在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、⑨教育研究活動等の状況について大学が行う評価に関する事項、⑩その他本学の運営に関する事項が挙げられた。

また、これ以外に「教育公務員特例法」の規定によりその権限に属させられた学長・学部長以外の部局長及び教員採用のための選考基準の審議、意に反する転任・免職・降任の審議、心身の故障による休職の期間の審議、学長及び部局長の任期、教員の定年の審議、

学長及び教員の懲戒処分の審査が含まれることとされた。

この答申を受けて、評議会は、学長、副学長、学部長、大学院自然科学研究科長、附属病院長、附属図書館長、全学から選出された教授16名及び学長が指名する教員2名の計31名で構成されることになった。

従来の評議会では、部局長以外の評議員は各学部等から均等に選出されていたが、2000(平成12)年4月からは、部局代表としてではなく、全学的立場から選出された評議員として学部等の枠を越え審議を行うことになった。

また、評議会の下に4つの常置委員会を設け、大学の課題として継続的に審議する事項や定型的な審議事項について代議機能を持たせ、審議の迅速化・効率化を図ることになった。常置委員会は、部局長2名に各部局から4名と学長指名評議員1名の計7名で構成され、第一常置委員会は大学運営・管理関連、第二常置委員会は評価・広報及び人事関連、第三常置委員会は予算及び将来構想関連、第四常置委員会は教育・学生生活関連事項との役割分担が定められた。

なお、この年より評議会形式が変わったこともあり、それまで「第〇回評議会」と1953(昭和28)年8月13日の評議会創設時から通して番号を付していたものが改められ、「平成〇年度第〇回評議会」と呼ばれるようになった。

(3) 運営会議

答申では、本年度内に暫定的な大学運営会議を設置することはせず、大学改革等に関連する審議は当面評議会で行い部局長会議は、従前どおり評議会審議事項の整理と運営上の実施機関として機能させることが望ましいとされた。

この運営会議の設置については、1999(平成11)年12月16日の第625回評議会において審議され、大学運営の円滑な遂行に必要な企画立案や学内の意見調整及び評議会の議を経た事項を実施するために必要な組織であるとして、2000(平成12)年4月の「大学運営会議(仮称)」の設置が了承された。

運営会議の構成及び任務については、2000(平成12)年1月20日付で評議会第一部会から

表2 大学運営会議設置時(2000年)の委員一覧

| 職名 | 氏名 | 任期 |
|-------------|------|---------------------|
| 学長 | 江口吾朗 | 2000.4.1～2000.11.19 |
| 副学長 | 森 光昭 | 2000.4.1～2000.11.19 |
| 副学長 | 宮本英七 | 2000.4.1～2000.11.19 |
| 文学部長 | 桑原莞爾 | 2000.4.1～2001.3.31 |
| 教育学部長 | 大迫靖雄 | 2000.4.1～2001.6.30 |
| 法学部長 | 中村直美 | 2000.4.1～2001.3.31 |
| 理学部長 | 黒澤 和 | 2000.4.1～2002.3.31 |
| 医学部長 | 川村祥介 | 2000.4.1～2002.3.31 |
| 薬学部長 | 上釜兼人 | 2000.4.1～2001.3.31 |
| 工学部長 | 岩井善太 | 2000.4.1～2002.3.31 |
| 大学院自然科学研究科長 | 園田頼信 | 2000.4.1～2002.3.31 |
| 附属病院長 | 生塩之敬 | 2000.4.1～2001.3.31 |
| 附属図書館長 | 平山忠一 | 2000.4.1～2001.5.15 |
| 医療技術短期学部長 | 尾道三一 | 2000.4.1～2001.4.1 |
| 事務局長 | 角地敏弘 | 2000.4.1～ |

2000年4月1日現在

答申が出され、学長、副学長、学部長、大学院自然科学研究科長、附属病院長、附属図書館長、医療技術短期学部長、事務局長の計15名で構成するとされた。

その任務としては、①教育・研究の基本方針に関すること、②組織及び施設の将来計画に関すること、③管理運営に係る重要な規則・基準に関すること、④予算及び教員人事の基本方針に関すること、⑤教育・研究・管理運営の点検・評価及びこれらの状況の広報の方針に関すること、⑥学外組織との提携・交流の方針と実施に関すること、⑦教育研究等の状況の公表に関すること、⑧その他大学の管理運営に係る重要事項に関することが挙げられ、これらの事項の企画立案及び評議会の審議の基づく事案の実施並びにこれらに関する学内の意見調整を行うこととされた。

2000(平成12)年当時の大学運営会議の委員は、表2のとおりである。

(4) 教授会

答申では、教授会に関する基準は更に検討を行う必要があるため継続審議としたいとして具体的な提言を行っていない。ただし、各施設における教授会について、2000(平成12)年4月から学内共同利用施設等に教授会を置くことが可能となったが、大半が小規模のセンターであり関係学部の協力なしに運営が困難ということもあり、関係学部の教授会に所属して運営にあたることとする。ただし、人事については当該施設で人事の基本方針を審議・了承した上で、当該施設の関連部局に教員の資格審査を依頼することとした。

教授会については、2000(平成12)年1月20日付で評議会第一部会から答申が出され、教授会は部局の教育研究に関する重要事項及び「教育公務員特例法」の規定によりその権限に属する事項をについて審議する機能を担うことを確認し、「国立学校設置法」の改正による教授会の機能と権限を改めて明確化した。その審議事項とは、①学部又は研究科の教育課程の編成に関する事項、②学生の入学・卒業又は課程の修了、その他在籍事項及び学位の授与に関する事項、③その他学部等の教育研究に関する重要事項である。

教授会の構成員については各学部の教授会規則に委ねられており、部局によって異なるが、規模の大きな学部においては代議員会等が設置され、審議の迅速化が図られている。

(5) 副学長

2000(平成12)年度から学長の職務を補佐する副学長2名が設置され、宮本英七医学部教授、森光昭法学部教授が任命された。副学長及び学長特別補佐の設置は、1998(平成10)年10月、大学審議会から、「大学運営を責任を持って遂行する上で必要な企画立案や学内の意見調整を行うための学長補佐体制を整備することとし、例えば、副学長、学長が指名する教員、事務局長等で構成する運営会議(仮称)を設けるなどの方向で考えることが適当である」との答申がなされた。これを受け1999(平成11)年9月に「国立学校設置法施行規則」が一部改正され、「国立大学及び国立短期大学は、円滑な大学運営に資するため、副学長、事務局長その他の職員による学長を補佐する体制の整備に努めなければならない」と定められ、本学においても、その職務分担や人数・任期等について検討された。その結果、昨今の急激で極めて大きな変化の中であって、的確で迅速な対応は学長一人では到底成し得ない状況が生まれているとし、少なくとも教育と研究の分野で学長を補佐し、必要に応じてその任務の一部を代理しながら大学の運営を担う職として副学長の存在が必要であるとの結論に達し、設置されることとなった。

副学長の役割は、学長からの委託によって、学長決裁権の一部を分担するものであり、

所轄事項の統括・遂行、大学運営に関する企画立案などを担うことである。1名は主として教育及び学生生活を担当する本学の学部教育の実務的な責任者として、他の1名は本学の知の構築の基盤としての研究活動の実質的な責任者として、大学院教育や関連研究施設の整備、高度先端研究の推進のための研究のあり方や方向性に関する事項などに携わるとともに、大学の渉外関連業務を研究サイドから統括・推進する対外的な事項一般を統括することとされた。

また、学長の病気療養や海外渡航等に伴い学長事務代理を置く必要がある場合は、学長があらかじめ指名する副学長がその職務を行うことになった。

なお、これと同時に、教員による学生部長職が廃止され、事務系職員による学生部長職へと切り替わった。

(6) 学長特別補佐

1998(平成10)年10月、大学改革の推進を目的として、学長特別補佐4名を学内措置により設置し、法学部の山中至教授、教育学部の吉岡登教授、医学部の宮本英七教授、工学部の谷口功教授が任命された。学長特別補佐の任務は、学長の職務の一部について学長の指示に基づき情報の収集・調査をした上で、学長に対し意見具申及び企画立案等を行うこととした。

副学長と学長特別補佐との関係については、ともに学長を補佐する職務であるが、副学長は、必要があるときは対外的に学長を代理するものであるとされた。

(7) 文教懇談会

地域との交流を深めながら生涯学習の啓発促進等を行うなど地域の発展に寄与すると同時に、本学の教育研究活動の活性化を図ることを目的として、1993(平成5)年度に文教懇談会が設置された。初回は1994(平成6)年2月9日に開催され、以後2000(平成12)年までの間に6回開催された。

この文教懇談会は年1回程度開催され、地域から出された意見を大学運営に反映させることを目的としていた。その後2000(平成12)年度に運営諮問会議が設置されたことに伴い、同年5月25日の第2回評議会において、6月29日の開催をもって幕引きとし、新たな文教懇談会としたいとの学長提案があり、審議の結果了承された。新たに設けられた文教懇談会は、地域の各界有識者から構成され、大学と地域社会との連携協力を目的とする意見交換・情報交換の場として位置づけられた。

こうして2001(平成13)年10月23日に「熊本大学の地域への貢献について」、2002(平成14)年10月30日に「熊本大学の将来像と熊本大学に期待することについて(教育・研究、地域貢献、その他)」という議題で新文教懇談会が開催された。

(8) 学長室

2001(平成13)年、学長補佐体制を充実・強化する方策として、副学長、学長特別補佐(7名に増員)、事務局長及び事務局各部長からなる学長室体制を整備した。

なお、このように2000年前後は大幅に組み替えられた熊本大学の管理運営組織は、図1のように図式化できる。

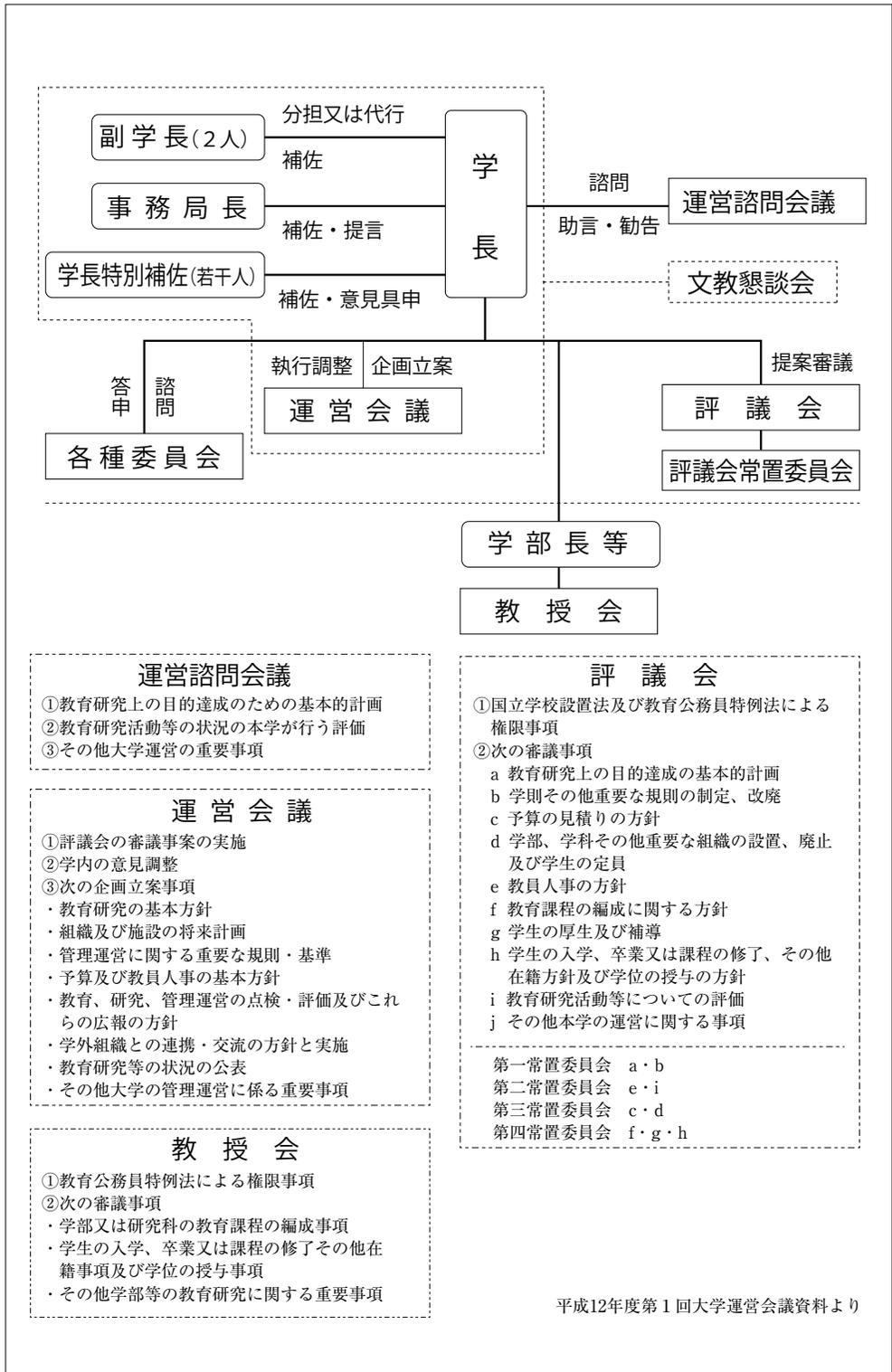


図1 管理運営組織図(2000年)

2 学長選考方法及び委員会組織等の見直し

2002(平成14)年1月24日の評議会において、法人化後の学長像を見据えた新しい学長選考方法の検討を付託された評議会拡大第一常置委員会は、同年5月22日に次のような案と「熊本大学学長選考規定の一部を改正する規則(案)」をまとめ、翌日の第2回評議会に報告した。その骨子は、①学長選考過程において学外の意見を取り入れて推薦基準を策定する、②推薦のあった学長候補の絞り込みを評議会の責任において行う、③学長選挙候補者に履歴書の提出及び所信表明(本学が抱える課題や運営について見解と方針を述べたものを文書で提出)を求めこれを公表する、④推薦者及び選挙有権者を本学の学長及び専任の教授・助教授・講師とするというものであった。

この選考方法は、まず評議会の下に学長候補者推薦基準策定委員会を設置(評議員7名、運営諮問会議委員のうち互選により選出された3名)し、評議会の学長候補者推薦基準を経て選挙管理委員会を設置する。次に学長候補適任者の推薦受付(15名の推薦者を要する)を開始し、評議会で推薦のあった候補者を投票により3名に絞り込む。そして3名の候補者の経歴・所信を公表し選挙を実施、評議会は選挙結果に基づき学長候補者を決定するというものである。この選考方法は、外部委員を加えた推薦基準策定委員会、推薦者15名による候補適任者の推薦、評議会の責任による候補者の絞り込み、候補者による所信の表明という点がポイントとなっている。

そのほか学長の任期、選考方法、役員の役割と職務分担、役員会、経営協議会及び教育研究評議会の役割分担、教授会など学部等運営のあり方が議論された。

また、全学運営に資するためとして、これまで必要に応じて各種の委員会が設置されてきたが、1999(平成11)年度末で専門委員会及び部会を合せるとその数が80余に達しており、その業務が教育研究活動に支障をきたしているという指摘が従来からなされていた。そのため、これらの委員会について調査を行い、役割が重複するものや委員が同一である委員会は統廃合し、新たに生じた課題に対処するために設置された委員会は課題が解決すれば廃止する等の措置を講じて委員会の数を減らす方向で検討すべきとの提言がなされた。

2000(平成12)年度から具体的検討に入り、副学長の設置に併せて委員会の委員長について一部見直すことから開始した。

その結果、従来は学長が委員長であった公開講座委員会、大学院委員会、産学官連携研究推進機構運営協議会、互選の大学教育委員会FD専門委員会・情報化推進協議会専門委員会、同和人権問題委員会、広報委員会、自己評価委員会、大学院等検討委員会のうち、産学官連携研究推進機構運営協議会を除いて副学長が委員長となることになった。

また、従来は学生部長が務めることとなっていた大学教育委員会専門教育専門委員会、SCS教育実施委員会、学生部委員会、入学試験管理委員会部会、学力検査委員会、入学試験学力検査実施教科専門委員会、就職連絡会議の委員長に副学長が就くことになった。

3 学部・研究科管理運営組織の見直し

このように全学の運営組織が改編されると同時に、各学部・研究科の管理運営組織の見直しも行われた。

①文学部

2000(平成12)年度から学部長の下に新たに企画会議と運営会議を設置した。企画会

議は、学部長・評議員2名・事務長で構成され、学部運営及び教授会運営についての連絡調整を行う。運営会議は、学部長と主要な委員会委員長からなる常任委員及び臨時委員で構成され、学部の課題に照らして各委員会の課題調整を行うこととした。

また、従来は庶務事項の連絡調整を担当してきた学科長を教育研究領域としての学科の統合と活性化を担う責任者に位置づけ、学部長が召集し評議員が加わる学科長会議を随時開催して各種の課題の学科レベルでの具体化に努めるようにした。

2001(平成13)年には、学部生の就職・進学を支援するための進路支援委員会を設置した。研究面では研究推進委員会を設置し、研究業績・研究成果の高度化と公開の促進、ピア・レビューを制度化し定期的実施することとした。人事面では教員定員を学科ではなく学部で管理する人事制度改革を行った。

②教育学部

より迅速で効率的な学部運営を目指し、各種委員会を統廃合して、学部長を中心とした学部運営体制を整えた。

学部長補佐体制として評議員2名及び事務長で構成する定例会議、審議内容に応じて学部長が招集する常設委員会委員長を構成員とする委員長会議において、学部運営に関する全般的な企画・立案並びに教授会での審議事項等の調整を行うことにした。

③法学部

1999(平成11)年度に抜本的な運営組織改革を実施した。第1に、政策立案機関として、学部長・評議員2名・学部長推薦の5名の委員で構成する改革推進会議を新設した。第2に、学部長の議長としての企画提案機能及び各種委員会委員長と委員を推薦する機能を強化した。第3に、講座間の利害調整機関として機能してきた組織委員会を廃止した。第4に、各種委員会を統廃合して委員長会議を新設した。これにより、迅速な政策立案と合理的・効率的な意思決定、責任ある執行体制が整備された。

④理学部

執行機関として運営会議を、審議機関として教授会及び教官会を設けた。運営会議は、学部長、評議員2名、学科長、事務長及び必要に応じて学部長が推薦する者で構成され、教育・研究に関する基本的事項、規則・細則等に関する事項、予算・決算に関する事項、将来計画に関する事項等についての総合調整と実施を担当する。また、審議内容について必要な場合は、教授会又は教官会に提案・報告することとされ、運営会議が代議員会的役割を果たすことで、従来教授会で審議されていた多くの事項がここで審議、執行できるようになった。

⑤医学部

運営審議会を新設し、学部の管理・運営全般にわたり、学部長及び各種委員会から提案された事項について審議することにした。運営審議会は、学部長、評議員2名、基礎系委員3名、臨床系委員3名、教育委員長、研究委員長、附属病院長、エイズ学研究センター長、動物資源開発研究センター長、発生医学研究センター長、その他学部長が必要と認めた者で構成される。

⑥薬学部

新たに学部及び薬学研究科の専任教授で構成する企画・運営会議を新設し、組織・運営等に関して必要な事項を審議・議決する体制を整えた。

⑦工学部

企画会議及び運営会議を新設した。企画会議は、学部長、評議員2名、学生委員・基礎教育実施委員会・学務委員会・研究広報委員会の各委員長及び入試実施主務で構成され、学部の将来構想や短・中期計画等の企画・立案を行う。運営会議は、学部長、評議員2名、学科長で構成され、企画会議で立案された事項を審議の上、内容によっては教授会又は代議員会の審議を経て学部の方針として決定する。

⑧自然科学研究科

企画会議、教授会、代議員会及び運営会議からなる運営体制を構築した。企画会議は、研究科長、評議員2名、大学院室長及び研究科長が必要と認めた各種委員会の委員長で構成され、研究科の運営・管理全般について必要な企画・立案を行う。代議員会では、従来教授会で審議されてきた多くの事項を審議、執行できるようになった。運営会議は代議員会と同じ構成で、各種決定事項の実施・推進機関として総合調整の機能を担うようにした。

⑨医療技術短期大学部

執行機関として、部長及び各学科主任並びに事務長で構成される運営委員会を設けた。この委員会の下に学科会を置くとともに、教授会の下に各種委員会を配置し、執行機関と審議機関を明確に分離した。更に、重要事項の周知徹底を図るため、随時教官会を開催する体制を整備した。

⑩附属病院

2001(平成13)年、病院長のリーダーシップを強化するため、病院長補佐体制を副院長体制に改めた。また、「教官の病院長裁量定員(助手)の運用処置要項」を制定し、教官定員の効率的運用を図ることにした。更に、2002(平成14)年には、病院経営の合理化及び効率化を図るため、病院長を委員長とする経営戦略委員会を設置した。

このように、各学部・研究科においても組織改革が行われたが、これは、社会・経済の急速な変貌に伴って発生する諸課題に即応し、迅速な意思決定を可能にする運営体制の整備が急務となったためである。各学部の理念と目標を効率的に達成するためには、学部長及び研究科長の権限を強めてリーダーシップを発揮しやすいようにするとともに、審議機関と執行機関を明確に分離して各機関が必ず審議すべき事項を明確にし、迅速で質の高い意思決定を可能にすることで、自らの判断と責任で運営を行う体制を構築することになった。

第2節 教職員定員の削減と事務一元化の実施

1949(昭和24)年の本学発足当時の事務組織は、事務局3課、学生部2課及び各学部等事務8の組織で出発した。その後、大学の教育研究組織の充実に伴い、年々事務組織も拡充され、1998(平成10)年度には事務局3部9課1室、学生部4課、附属図書館2課、附属病院3課及び各学務事務7となった(事務組織の変遷については部局史編第4編第14章及び『熊本大学三十年史』を参照されたい)。

しかし、教育研究組織の充実に関連して事務系職員が増員されてきたわけではない。特

に1969(昭和44)年度から第1次の定員削減計画が始まり、2005(平成17)年度まで10次にわたって行政事務の簡素化・合理化が実施され、教員70、事務系職員473、医療職員13の合計556名が計画的に削減されてきた。

学生数及び教員の増加、それに伴う予算の増大等によって業務量が著しく増加する中で事務系職員が大幅削減されるという状況は、その帰結として職員の負担増となって現れる。これには業務の電算化や外部委託等による合理化、賃金職員の雇用等の代替措置によって対応してきたが、財政状況の悪化から予算が厳しさを増す中、これ以上の代替措置の予算の確保は困難となってきた。

こうして、事務組織の問題点を解決するとともに、今後も増加する傾向にある業務量に対処し、また、新たに発生する業務にも弾力的に対応できる組織体制の確立が目指された。そのためには、事務局、学生部及び学務事務等で処理している業務のうち重複した業務を徹底的に一元化・集中化して業務の簡素化・能率化を促進させるとともに、各部署の業務内容を明確化し、専門性を持たせ、組織における業務の責任体制を確立する必要がある。その上で、これまで見直されずにいた定員配置を抜本的に見直し、一元化後の各部署の業務量に見合った適正な人員配置を実施することとなった。

1999(平成11)年7月、集中化に馴染まない業務を除きできる限り事務局及び学生部に業務を集中させることとし、学部の事務は基本的に総務係と教務企画係の2係である体制に改めた。また、集中化した業務を効率的に処理するため、新たに人事・経理・学務等業務の電算処理システムを開発・導入するとともに、業務が集中化する部署の業務の充実・強化のため、事務局に庶務部庶務課大学院室(学内措置)・庶務部企画室・庶務部研究協力課リエゾンオフィス(学内措置)・庶務部国際交流課・経理部主計課予算管理室(学内措置)・経理部契約室を、学生部に学生部就職指導室(学内措置)・学生部教務課を、附属病院にいずれも学内措置として、附属病院管理課経営企画室・管理課再開発推進室・管理課調達管理室・医事課診療報酬指導室の各組織を設置した。

法人化後の事務組織については事務協議会において検討が重ねられ、2003(平成15)年11月27日の評議会において「法人化後の事務組織整備に係る基本的考え方(案)」及び「平成16年度事務組織(案)」が説明され、その後の修正等については学長に一任ということで了承された。

事務組織整備の基本方針は、事務組織を「企画」「執行・管理」「サービス」の3つの柱を念頭に、①業務をいかに効率的・効果的に行うかという観点から、これまでの事務組織にこだわることなく事務局・学部の事務組織を再編成するとともに、業務のスリム化・効率化・合理化等に務めること、②事務組織の再編成による規模効果等を活かし、法人化後の新たな業務にも対応するとともに、政策企画・経営分析などの専門職能集団としての機能を発揮することのできる事務組織を整備するとの方針で再編成を意図したものであった。

しかし、2004(平成16)年は新体制への移行初年度であり、法人化後の業務等がどのように変化するかを細部にわたって明確に把握できない状況であるため、当面の事務組織は、基本的に現行の事務組織をベースにして逐次再編成し、新たに取り組むことが想定される業務に対応して次のような組織を整備して法人化へ備えることとされた。

①総合企画室(仮称)

大学運営の企画立案に積極的に参画し、学長以下の役員を直接支える専門職能集団と

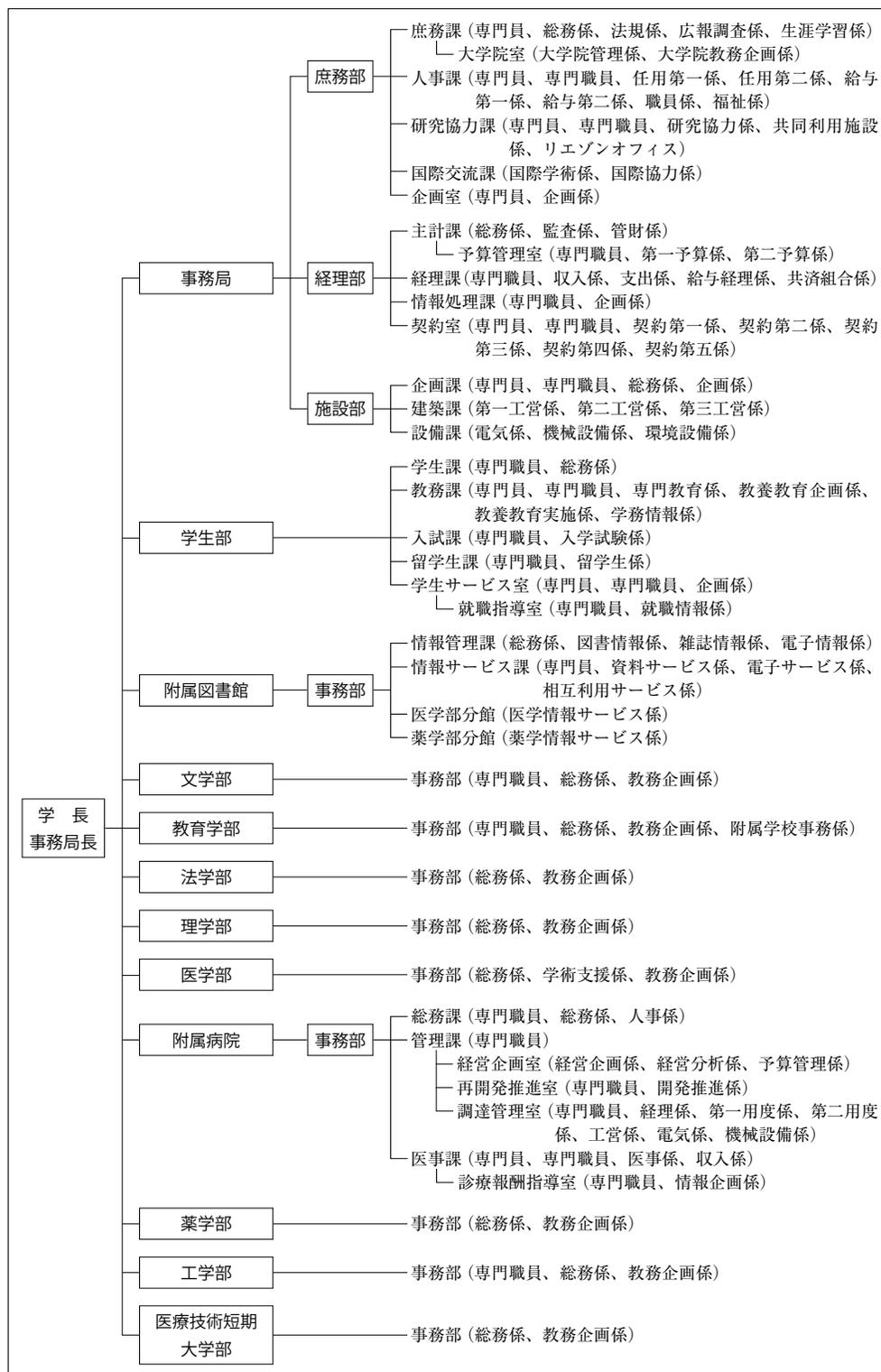


図2 事務一元化前の事務組織(1999年7月1日)

しての機能を発揮する部門として、総合企画室を設置する。

②学術研究協力部

学術研究の国際化、特色ある学術研究の推進、学術研究の成果の社会への還元及び地域貢献の一層の推進を図ることから、総務部の「研究協力課」「国際交流課」、学生部の「留学生課」及び附属図書館事務部の「情報管理課」「情報サービス課」を再編して、新たに「研究協力課」「国際課」「学術情報課」「図書館サービス課」の4課で編成された学術研究協力部を設置する。

③学部等事務部

学部等の固有の事務及び教育研究支援事務への対応を考慮すると、一元化・集約化には限界があるため、学部等の固有の事務等の処理において共通に対応することが可能な事務について、現行の黒髪地区の学部等の事務組織を「人文社会科学系事務部」「教育学部事務部」「自然科学系事務部」の3つの事務部に再編する。

そのほか就業規則等の制定や労使協定の締結のため、就業規則に対する意見聴取及び労使協定の締結のための過半数組合及び過半数代表者との協議を行い、2004（平成16）年3月の締結を目指して労働安全衛生法への対応や財務会計制度の構築等の準備に入った。

第3節 大学情報の公開

1999（平成11）年3月18日の第617回評議会において、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」いわゆる「情報公開法」が成立する見通しであることから、大学が所有する教育、研究、医療、事務等に関する情報が広範囲にわたって公開の対象となることが想定されるため、本学においてこれを運用する場合、国民が理解できる基準を作るための審議を第二部会に付託することになった。

「情報公開法」は1999（平成11）年5月14日に公布され、2001（平成13）年4月1日から施行されることになった。

同法では、行政文書の開示に関し、何人も行政文書の開示を請求できることとされており、開示請求があった日から30日以内に開示決定を行う（30日の延長可）ことになっている。ただし、不開示情報の範囲として、以下の基準が示されていた。

- ①個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等
- ②法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれのあるもの、非公開条件付きの任意提供情報であって、通例公にしないこととされているもの等
- ③公にすると、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれる等のおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- ④公にすると、犯罪の予防、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- ⑤国の機関及び地方公共団体の内部又は相互の審議、検討等に関する情報で、公にすると、率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがあるもの
- ⑥国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報で、公にすると、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

同法律の施行に伴い、本学においては情報公開の体制を整備することが急務となり、学長は2000（平成12）年5月2日付で「熊本大学における大学情報の公表について」の具体的実施方策について広報委員会に対し諮問した。広報委員会は同日、熊本大学における大学情報の公表検討部会を設置し、6回の審議を経た同年11月29日、評議会に「熊本大学における大学情報の公表について（答申）」を出した。答申は、本学の現状について、大学概要、学生案内等の刊行物、ホームページ等の媒体を通じて多種多様な情報提供を行ってきたが、情報の内容、公表方法、受信者のニーズ、双方向性について大学としての取り組みが十分なされてこなかったため、発信元が分散的であり、情報内容が重複していたり、必要な情報が欠落していたと指摘した。このような現状に鑑み、今後は大学が自己責任において、積極的な情報の公表についての全学的な方針や目標を明確にしていく必要があるとし、それに基づき取り組むべき今後の課題として以下の点を挙げた。

1 基本的考え方

- (1) 公表の対象者
- (2) 公表する内容
- (3) 公表の方法
- (4) 公表の基準
- (5) ホームページの活用
- (6) 広報委員会の機能強化

2 公表すべき情報の内容

- (1) 教育研究目標・計画に関する情報
- (2) 入学や学習機会に関する情報
- (3) 学生の知識・能力の修得水準に関する情報
- (4) 卒業生の進路状況に関する情報
- (5) 研究課題に関する情報
- (6) 教育研究の成果に関する情報
- (7) 評価に関する情報
- (8) 運営諮問会議、評議会、教授会及び各種委員会に関する情報
- (9) 財務状況に関する情報
- (10) 教員の採用等に関する情報
- (11) 学外との連携に関する情報

3 公表の方法

- (1) 公表の方法
 - ① 刊行物、ホームページの更なる改善・充実
 - ② 広報誌の統合整理（大学広報誌の発刊）
 - ③ 各種メディアの活用
- (2) 公表体制の整備
 - ① 情報基盤等の整備
 - ② 専従スタッフ等の拡充
 - ③ 「熊本大学情報プラザ」の整備・充実
 - ④ 「企画広報室」の設置

4 公表の基準

- (1) 公表の基準
 - (2) 会議等の審議状況に関する情報の公開の制限
- 5 ホームページの整備

また、広報委員会は、この答申に併せて「熊本大学ホームページの整備について(提言)」を行った。

提言の内容は、

- ①熊本大学公式ホームページは、熊本大学の「顔」であり、教育・研究・事務を包括した熊本大学「統合」情報サービスシステムを利活用あるいは提供するための最も重要なツールである。
- ②公式ホームページを活用し、情報の受発信(学外との)及び情報の共有化・一元化(学内における)を促進し、熊本大学における教育・研究・事務の発展に資する。
- ③上記を実現可能とするためには、メンテナンス体制の確立が必須であり、要員及び経費等の確保を図る必要がある。

というもので、おのおのについて具体的な方策が述べられていた。

同年12月22日の評議会において、広報委員会委員長から、情報公開の実施体制及び手続き等を整備するための情報公開関係規則の制定を求める発言があり、評議会第一常置委員会に審議を付託することが了承された。

それと関連した全学的情報公開の一環として、学部・研究科紹介や公開講座、大学の教育研究等に関する特集を中心とする大学情報を広く一般に提供するため大学広報誌を発行することになり、広報委員会及び企画広報室で準備が進められ、2001(平成13)年4月20日の運営会議において、誌名を「熊大通信」とすることが決定された。

また、インターネット上に大学情報の提供のためのホームページを開設し、大学紹介、学部・研究科紹介、施設紹介、クラブ・サークル紹介、学生・職員の自作ホームページ、入学案内、公開講座、行事案内、就職情報、教員の公募、シラバス等の所有する資料のデータベースを公開することになった。

2001(平成13)年4月1日、社会(地域住民や受験希望者、産業界等)に対して効果的かつ積極的に大学の情報を公表する場として、学内に熊本大学情報プラザを開設した。熊本大学情報プラザには、『熊本大学概要』をはじめ各学部案内や各種報告書などの大学に関する資料を取り揃えた閲覧コーナーと、過去に放送された本学公開講座のビデオの視聴や文部科学省及び本学をはじめとする各大学のホームページ検索ができる視聴覚コーナーの2つのコーナーが設けられた。

また、同年の「情報公開法」の施行により、文書管理、開示請求への対応、開示・不開示の審査・決定、情報提供窓口での開示請求者への支援、第三者保護手続き、不服申し立て・情報公開訴訟への対応、情報の提供に関する施策の充実などの膨大な事務量を迅速かつ適切に行うために総務部企画広報室を設置した。

この企画広報室は、従来総務部企画室が行ってきた大学改革に関する企画・立案の事務を総務部総務課に一元化し、企画室を廃止して置かれた組織で行政文書の情報公開、大学の教育研究活動等の状況・成果の公表、自己点検・評価及び第三者評価の実施・公表を一体的に取り扱うことで事務組織の高機能化を図るものでもあった。

情報公開法の施行に伴い、2001(平成13)年4月26日の評議会において、情報公開のうち入試に関する情報開示及び公表に関する以下のような内容の要項が定められた。

- ①請求により受験生本人に開示する情報
 - ・試験成績(一般選抜のみ。ランク区分により開示)
 - ・調査書(窓口閲覧)
- ②自主的・積極的に提供する情報
 - ・選抜方法等(募集人員・出願要件・選抜方法)
 - ・試験実施状況(志願者数・受験者数・合格者数・入学者数)
 - ・試験内容(試験問題・採点評価基準)
 - ・合否判定基準
 - ・合格者の試験成績(統計値)
- ③問い合わせや求めがあれば提供する情報
 - ・入学辞退者数
 - ・入試実施組織表
 - ・正解・解答例(小論文、面接、実技を除く)
 - ・問題作成の意図
 - ・採点・評価基準
- ④問い合わせや求めがあっても提供しない情報
 - ・出願書類
 - ・入試関係委員名簿
 - ・合格者名簿
 - ・高校別合格者数
 - ・合否判定資料
 - ・答案等
 - ・試験成績(特別選抜)
 - ・調査書(「指導上参考となる諸事項」及び「備考」欄)
 - ・面接票(面接試験の評価記入票)
 - ・正解・解答例(小論文、面接、実技については問題作成の意図、キーワードのみの開示にとどめる)
 - ・合格者の試験成績(一般選抜は募集単位の合格者が10名未満の場合)
 - ・その他(提供すると受験生の権利利益を侵害し、又は入試の適正な実施に著しく支障を生じる情報)

この入試情報の開示請求は、当該入試年度の5月1日から6月30日までの間と定められた。

また、2001(平成13)年8月から、入学志願者向けの大学紹介冊子『熊本大学案内』に併せて「熊本大学マップ」を配付するようになった。これは志願者(特に県外志願者)から大学周辺の生活環境について知りたいという要望が多かったことを受けて作成したもので、A2版両面刷りで、片面が文学部・法学部・教育学部・工学部・理学部のある「黒髪編」、もう片面が薬学部・医学部・医療技術短期大学部のある「大江・本荘・九品寺編」となっており、キャンパス案内だけでなく、周辺の生活環境もわかるようイラストで案内したものであった。

以上のように、社会から情報公開が求められ、また法制上でも情報の開示が定められたことから、本学においても、これに合わせて情報の公開・発信が行われるようになっていった。

熊本大学ホームページは、本学の教育研究活動等の学内外に対する情報提供の重要なツールとして、1995（平成7）年に開設された。当初は各学部主体で運用され、大学の公式ホームページとしての整備が行われてこなかったため、情報の更新が遅い、更新日時も書かれていないものが多い、受験生向けの情報以外の学外向けのものが少ない、ホームページの構成がわかりにくい、公式ホームページ掲載記事メンテナンスの責任体制がはっきりしない等のさまざまな問題点が指摘されてきた。そのため2000（平成12）年5月2日、学長が「熊本大学における大学情報の公表について」熊本大学広報委員会に諮問し、同日「熊本大学における大学情報の公表検討部会」が設置された。広報委員会は5月2日の会議において、委員会の下に「熊本大学ホームページの整備に関するワーキンググループ」を設置することを決定した。ワーキンググループは、同月22日から9月19日までの6回の会議を経て、検討結果を広報委員会に報告した。公表検討部会もワーキンググループでの検討を踏まえ、6月13日から10月2日までの6回の審議を重ね、10月11日に「熊本大学ホームページの整備について（提言）」をまとめた。

提言は、熊本大学ホームページを熊本大学の「顔」として、また、教育・研究・事務を包括した熊本大学「統合」情報サービスシステムを利活用あるいは提供するための最も重要なツールと位置づけた。そして、公式ホームページを活用した学外との情報の受発信及び学内における情報の共有化を促進することを掲げ、その実現にはメンテナンス体制の確立及び経費の確保が重要であるとして、これまで問題とされてきた点を解決するため具体的方策を示した。このホームページ整備案及び「熊本大学ホームページの管理及び運用に関する規則」は同年11月29日の第9回評議会で承認された。この規則で定められたホームページを利用して掲載できる情報は以下の8項目である。

- ①本学の概要、統計等本学を紹介する情報
- ②本学の教育、研究及び医療活動に関する情報
- ③本学の学生等の学習、研究活動及び課外活動に関する情報
- ④本学の学生等の学習及び進路の選択を支援するために有益とみなされる情報
- ⑤本学の委員会等の活動に関する情報
- ⑥本学が主催し又は後援する事業に関する情報
- ⑦本学におけるその他の諸活動に関する情報で、本学に入学を希望する者、在学生及びそれらの保護者並びに卒業生、その他社会一般に対して提供する必要があるものなど
- ⑧その他広報委員会が適切と認めた情報

以上のような経緯により、熊本大学のさまざまな情報を世界へ発信するツールとして運用されている。